

**福島県消費生活センター展示ホール 食の安全情報発信コーナー設置業務  
公募型プロポーザル募集要領**

令和6年9月26日 福島県

福島県（以下「県」という。）が実施する「福島県消費生活センター展示ホール 食の安全情報発信コーナー設置業務（以下「本業務」という。）」に係る委託候補者の選定に当たり、この公募型プロポーザル募集要領に基づき公募型プロポーザルを実施する。

### 1 公募型プロポーザル対象業務の概要

- (1) **業務件名及び数量** 「福島県消費生活センター展示ホール 食の安全情報発信コーナー設置業務」一式
- (2) **業務の仕様等** **【業務仕様書】**のとおり
- (3) **履行期間** 契約締結日から令和7年2月28日（金）まで
- (4) **見積限度額** 3, 265千円（消費税及び地方消費税を含む）

### 2 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

福島県生活環境部消費生活課（担当：高野）

所在地 〒960-8043 福島県福島市中町8番2号（自治会館1階）

電話番号 024-521-7180（直通）

F A X 024-521-7982

電子メールアドレス [syouchi@pref.fukushima.lg.jp](mailto:syouhi@pref.fukushima.lg.jp)

### 3 参加者の資格要件

公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）全てを満たす者とする。

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即座に来庁し、対応できる体制を整えていること。  
なお、本業務においては、企業連合（本業務を共同連帯して受託するため、2以上の法人を構成員として結成された共同企業体をいう。）は認めない。
- (2) 県内に本店または支店を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でない者。

(8) プロポーザル実施日前3年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。

(9) 県税を滞納している者でないこと。

(10) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

#### 4 公募型プロポーザルに関する手続

##### (1) 参加に係る書類の入手

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、福島県生活環境総務課のホームページ（専用サイト）からダウンロードし、入手するものとする。URLは次のとおり。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005a/nyu-satsu.html>

##### (2) 募集要領等に関する質問の受付

募集要領等に関する質問は、【様式1-1 質問書】により受け付けるものとする。

ア 受付期間 **令和6年10月7日（月）午後5時（必着）まで**

イ 提出方法 原則として電子メール又はFAXにより担当課に送付すること。なお、送信した旨を担当課に電話連絡すること。

ウ 回答方法 原則として電子メールによる。質問要旨及び回答を専用サイトに掲載する。

エ 回答期日 令和6年10月10日（木）まで、随時回答を行う。

##### (3) 説明会について

開催日時及び会場

日時：令和6年10月2日（水）午後1時30分から午後2時00分

場所：福島県消費生活センター研修室 福島県自治会館1階（福島市中町8番2号）

#### (4) 参加届出書の提出（必須）

参加者は、【様式1-2 参加届出書】を次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限 **令和6年10月15日（火）午後5時（必着）**

イ 提出方法 担当課に持参又は郵送で提出

(ア) 持参する場合は、提出期限まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(イ) 郵送する場合は、郵便書留により提出期限までに到着するように送付すること。

ウ 留意事項

提出期限までに参加届出書を提出しなかった者は、以降の公募型プロポーザル手続に参加できないものとする。

エ 参加資格審査

県は参加届出書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を令和6年10月16日（水）に参加者へ通知を発送するものとする。

#### (5) 企画提案書等の提出（必須）

参加者は、【企画提案書作成要領】で定める書類（以下「企画提案書等」という。）を次のとおり提出するものとする。

ア 持参する場合の提出方法

**令和6年10月17日（木）から令和6年10月28日（月）まで**（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までに担当課に提出すること。

イ 郵送する場合の提出方法

封筒に「企画提案書在中」と朱書きして、配達証明付書留郵便（福島県生活環境部消費生活課長宛、親展）で**令和6年10月28日（月）午後5時（必着）**までに担当課に到達するように送付すること。

ウ 留意事項

企画提案書等は、参加届出書提出者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

#### (6) 企画提案書が失格となる場合

次のいずれかに該当する企画提案書は、これを失格とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案

イ 参加届出書を提出しなかった者又は参加届出書に虚偽の記載を行った者による提案

ウ 1(4)に示す見積限度額を超える提案

エ 別途設置する「公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

オ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

- カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- キ その他、公募型プロポーザルに関する条件に違反した提案

## 5 委託候補者の決定方法について

### (1) 企画提案の審査

企画提案の審査は、審査委員会が行うものとする。

### (2) 委託候補者の決定

審査委員会では、先に提出した企画提案書等に基づき、参加者によるプレゼンテーションを行い、最も優れた提案者及び次点者を特定するものとする。

県は、審査会からの報告を基に、委託候補者及び次点者を決定するものとする。

### (3) 審査委員会（プレゼンテーション）

#### ア 開催日時及び会場

審査委員会を開催する日時及び場所については別途参加者に通知する。

【予定】日時：令和6年11月5日（火）（時間は参加者毎に指定する。）

場所：福島県消費生活センター研修室（福島県自治会館1階）

#### イ 所要時間

15分以内の説明と10分以内の質疑を実施する。

#### ウ 審査基準

審査基準は次のとおりとする。

審査事項	審査項目	採点	加算率
業務の理解度	「食と放射能」に対する現状認識は適切か。	5	×3
〃	県の意図を十分理解した取組方針であるか。（県の意図：食の安全と放射能について、分かりやすく伝え、来庁者の関心を集め、理解を深めるための情報発信をする。）	5	×3
提案内容	食の安全と放射能について、来庁者が理解を深めることのできる装飾やレイアウトを提案しているか。	5	×3
〃	来庁者が訪れやすい魅力的でデザイン性に配慮した提案となっているか。	5	×2
〃	ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた提案となっているか。	5	×2
実施体制	この業務を担うにふさわしい類似業務の実施経験・実績を有しているか。	5	×1
〃	提案内容を確実に履行可能な執行体制（危機管理体制を含めて）が確保されているか。	5	×2
〃	実施までのスケジュールは妥当か。（スケジュールに無理はないか。）	5	×2

実施体制	経費積算は適切か。(計上項目に漏れがなく、上限額の範囲内であり妥当な金額であるか。)	5	×2
------	--	---	----

## エ 評価方法

- (ア) 審査項目ごとに評価点を付す。
- (イ) 評価基準は、次のとおりとする。
  - 5点：優れている
  - 4点：やや優れている
  - 3点：普通
  - 2点：やや劣る
  - 1点：劣る

## オ 委託候補者の選定

- (ア) 各審査委員の評価点数の合計得点が最も高く、かつ、最低基準を満たしている者を委託候補者（単独随意契約の予定者）とし、それに次ぐ得点の者を次点者として決定する。
- (イ) 評価配点の上限（100点）に審査委員数を乗じた評価配点合計の60%以上の合計点を得ていることを最低基準とする（100点×5人×60%=300点）。
- (ウ) 得点の最も高い者が2人以上あるときは、審査会において再協議し、委託候補者及び次点者を決定する。

### (4) 参加者への審査結果の通知

- ア 審査の結果は、公募型プロポーザル審査会参加者全員に通知する。
- イ 審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。
- ウ 審査結果を生活環境部生活環境総務課のホームページに掲載する。  
なお、掲載する内容は、次のとおりとする。
  - (ア) 委託候補者名及び総得点
  - (イ) (ア)以外の参加者の総得点
  - (ウ) その他必要な事項

## 6 公募型プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合の手続について

参加届出書を提出した者が、公募型プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合には、【様式1-3 参加辞退届】を担当課に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

## 7 契約の締結について

### (1) 契約締結の手続について

- ア 県は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続により、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。
- イ 本業務の業務委託仕様書は、委託候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との

協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。  
この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

## **(2) 契約保証金について**

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、財務規則第229条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## **(3) 評価内容の担保について**

ア 県は、委託候補者が提出した企画提案書の内容を仕様書に反映し、契約の条件として契約の前に契約の相手方に示すものとする。

イ 企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

## **8 公正な公募型プロポーザルの確保について**

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、公募型プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、委託候補者の決定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、公募型プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を公募型プロポーザルに参加させず、又は公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## **9 その他**

(1) 公募型プロポーザルへの参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(2) 参加者が県に提出した書類は返却しない。